

東証コンプライアンス四季報



平成17年新春号

(株)東京証券取引所

自主規制部門

平成17年1月25日

当資料に使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして、当取引所はその責めを負いかねますのでご了承下さい。

はじめに

当取引所の自主規制に係る業務は、当取引所市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性・信頼性を確保するための「考査」と、相場操縦やインサイダー取引等の不公正取引を監視する「売買審査」が2つの柱であり、これらの業務を担う「考査部」と「売買審査部」が自主規制部門を構成しています。

平成16年度第3四半期（平成16年10月～12月）における自主規制部門の主な活動状況は、以下のとおりです。

➤ 考査部の活動状況

考査の実施状況

考査の種類	内 容	社数
一般考査	過去の考査結果、行政の検査結果、前回考査からの経過日数などを考慮し、考査の必要性が高いと判断される取引参加者から順次行う考査です。	13社
合同検査	日本証券業協会と当取引所が同時に臨店して一体的に行う考査です（注1）。	13社(注2)
共同考査	各地取引所と連携して行う考査です。	9社
フォローアップ考査	考査で認められた不備に関して改善報告書の提出を求めた取引参加者に対し、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認のために行う考査です。	なし
特別考査	法令諸規則等に違反しているおそれのある取引参加者に対し、当該事項にスポットを当てて行う考査です。	なし

（注1）従前の合同検査においては、日本証券業協会と当取引所が一定期間内に連続して行っておりましたが、平成16年9月より、原則として総合取引参加者に対する一般考査については、すべて両機関が同時に臨店して一体的に行っております。

（注2）うち1社は、従前の合同検査により行っております。

考査の結果

平成16年度第3四半期において、考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

取引参加者名	結果通知日	措置	
		注意喚起	改善報告書
S M B Cフレンド証券	11月1日		
東洋証券	11月1日		
ゴールドマン・サックス証券	11月1日		
堂島関東証券	11月1日		
メリルリンチ日本証券	11月2日		
岡地証券	11月30日		
コメルツ証券	11月30日		
ソシエテ ジェネラル証券	12月6日		
岩井証券	12月7日		
エース証券	12月29日		
長野証券	12月29日		
U B S証券	12月29日		
日本協栄証券	12月29日		

「 」は注意喚起（考査員による口頭注意を除く。）を行ったこと、又は、改善報告書の提出を求めたことを示します。

不備事項の内容

不備事項	事案数
1 新規上場規制措置違反	6(2)
2 空売りに関する不備	6(1)
3 法定帳簿の記載不備等	4
4 信用取引委託保証金に関する不備	4
5 自己資本規制比率の算出に関する不備	4
6 不適正な約定訂正処理（事故報告書の未提出等）	3
7 差金決済取引	2(2)
8 未登録者による外務行為	2
9 取引所市場外取引に係る説明書の未交付	2
10 その他	4

注意喚起（考査員による口頭注意を含む。）を行った不備事項の内容及び事案数を示します。

（ ）は改善報告書の提出を求めた事案数です。

主な指摘内容

項 目	内 容
空売りに関する不備	<p>当取引所規則を誤って解釈した結果、発注時に取引所に対して行わなければならない、価格規制がある空売りである旨の明示を行わなかったもの。</p> <p>空売り注文の執行価格については、発注数量等による規制があります。</p>
差金決済取引	<p>現物株式の売買を繰り返し行った顧客について、買付代金の入金がなかったため立替金が発生し、売却代金が充当される結果となったことから、差金決済取引となったもの。</p>

➤ 売買審査部の活動状況

売買審査件数

売買審査は、問題のありそうなものをふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断されたものについて、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

一方、審査の内容面においては、インサイダー取引、相場操縦、デリバティブ関係、その他の不正な行為に分類されます。

こうした分類ごとに、平成16年度第3四半期に調査・審査を行った件数を集計すると、以下のとおりです。

区 分		調査件数		審査件数	
			前年同期比		前年同期比
イン サ イ ダ ー 取 引	増 資	164	65	21	5
	自己株式取得	954	390	2	-1
	株式分割	76	51	14	11
	配当異動	594	353	13	10
	合 併	25	12	6	2
	業務提携及びその解消	56	32	2	-1
	業務遂行の過程で生じた損害の発生等	254	0	8	3
	決算に関する情報	514	157	14	4
	その他重要事実	590	219	41	6
	小 計	3,227	1,279	121	39
相 場 操 縦	増 資	168	95	0	-1
	空売り	206	51	0	0
	自己株式取得	0	-353	0	-1
	その他価格変動	113	38	31	18
	小 計	487	-169	31	16
デリバティブ関係		72	66	1	-1
そ の 他		31	-29	6	1
合 計		3,817	1,147	159	55

この集計数値は、当月中に審査を行った件数を集計したもので、前月から引続き審査を行っているもの、あるいは当月中に審査が終了せずに次月も引続き審査を行うものも含まれています。

注意喚起件数

売買審査の結果、不公正取引と認められる行為又はそのおそれのある行為が認められた場合については、当取引所の定款等諸規則に基づき、取引参加者や上場会社に対し、処分や注意喚起などの措置を行います。

平成 16 年度第 3 四半期に行った注意喚起の件数及びその概要は以下のとおりです。

【取引参加者に対する注意喚起】

項目	主な内容	件数
安定操作期間中の買付け	安定操作期間中において元引受証券会社が、事務処理ミス又は当取引所規則についての認識の誤りにより、安定操作取引に該当しない自己の計算による買付けをしたもの。	8 件 (0 件)
注文の安易な受託・執行（相場操縦関係・委託）	特定の委託者から株価の引上げ又は維持を意図したと思われる注文を、安易に受託・執行したもの。	3 件 (0 件)
自己株式取得内閣府令違反	上場会社の自己株式取得に係る取引一任勘定取引について、自己株式取得内閣府令についての認識の不足及び社内管理体制が不十分であったために、同府令に抵触した、又はそのおそれのある買付けをしたもの。	2 件 (2 件)

()内は改善報告書の提出を求めた事案数です。

【上場会社に対する注意喚起】

項目	主な内容	社数
インサイダー取引の未然防止体制の不備	インサイダー情報の取扱いなどを定めた社内規程に沿った対応が取られていなかったもの。	2 社

告発事例紹介

証券取引等監視委員会は、平成 16 年 11 月 30 日、証券取引法違反（相場操縦）の嫌疑で犯則疑者（個人 1 名）を釧路地方検察庁に告発しました。

この事案は、これまでの相場操縦事件と同様、当取引所の売買審査が端緒となって、証券取引等監視委員会における犯則調査が行われ、告発に至ったものです。

< 事案の概要 >

当該犯則疑者は、当取引所市場上場銘柄である 真柄建設（株）の株式につき平

成 15 年 7 月 29 日、（株）ヤマタネの株式につき同年 8 月 7 日、 岩崎通信機（株）の株式につき同月 8 日、各株式の買い気配値及び株価の高値形成を図り、各株式の売買を誘引する目的をもって、自宅においてインターネット取引の方法により、自己名義で、多数の証券会社を介し、約定させる意図がないにもかかわらず、最良買い気配値を 1 円ないし 4 円下回る買い注文を多数かつ大量に出し、厚い買い板を形成することにより、高値の買付けを誘引し、株価を上昇させるなどして、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ各株式の相場を変動させる一連の売買の委託をしました。

不公正取引等に関する情報受付

売買審査部では、相場操縦やインサイダー取引などの不公正取引に関し、一般投資者等からの情報を受け付けています。

平成 16 年度第 3 四半期における情報受付の状況は以下のとおりです。

区 分	件 数
相場操縦	58
インサイダー取引	19
その他	69
合計	146

未然防止通知件数

取引参加者ごとの約定形態が、「終値形成時における株価引上げ」形態など一定の売買パターンに合致した場合には、その取引参加者に「未然防止通知」を行い、コンプライアンス上、ご注意頂こうとするものです。

平成 16 年度第 3 四半期に行った未然防止通知の件数は以下のとおりです。

該当項目	件 数
終値形成時における株価引上げ	165
終値接近時の買上がり	14
合 計	179

➤ 取引参加者等へのサポート活動

取引参加者等からの問合せ対応

審査部では、取引参加者から証券取引に関する法令諸規則に関するお問合せについて、売買審査部では、取引参加者や上場会社等から相場操縦やインサイダー取引に関する規制について、ご質問にお答えしています。

平成16年度第3四半期におけるお問合せの状況は以下のとおりです。

【審査部】

区 分	件 数
信用取引	71
訂正	63
空売り	58
差金決済取引	53
法定帳簿	13
規制措置	12
その他	49
合 計	319

【売買審査部】

区 分	件 数
インサイダー取引	194
自己株式取得	60
クロス取引	28
空売り	27
売買状況	25
受託	17
ファイナンス	10
信用取引・発行日取引	9
その他	82
合計	452

その他の活動状況

● コンプライアンス支援活動（10月～12月）

毎月東証において開催しているインサイダー取引規制のセミナーを3回実施したほか、11月30日には、初めて東京以外での開催となる大阪でのセミナーを実施しました。大阪のセミナーは同日に2回行い、合計で186名の方々にご参加頂きました。

取引参加者や上場会社等への研修講師派遣は、31社（52件）に対して行い、四半期の件数としては最多となりました。

● 不公正取引防止のためのガイドラインの改訂（11月1日）

東証は、取引参加者等が売買管理上一般的に留意すべき事項や当取引所が売買審査上注視している行為形態等を取りまとめたガイドラインを公表しておりますが、初版公表後の法令改正・規則改正等にあわせて内容を改訂し、あらためて公表しま

した。

● 情報交換会議（10月13日）

金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び大阪証券取引所と、当取引所審査における最近の関心事項等をテーマとして意見・情報交換を行いました。

● 検査担当責任者事務連絡会（10月22日、11月4日）

各証券会社の検査担当責任者に対して、審査で認められた違反事項について具体的な事例等を紹介し、内部管理体制の充実に役立てていただくための説明会を行いました。

● 全国証券取引所売買審査連絡会（11月18日）

実効性の高い売買審査の実現のために証券取引所間の連携強化を図る目的で、全国証券取引所売買審査連絡会を開催しました。同会議には全国の5証券取引所の売買審査実務責任者及び担当者が参加し、各取引所の売買審査状況・事例、今後の課題等について報告及び議論が行われました。

● 海外の証券取引所等への支援活動

東証は、11月から12月にかけて、中国の上海証券取引所及び深セン証券取引所の実務担当者を招いて研修を行い、そのプログラムの一つとして、自主規制業務の実務についての研修を行いました。

また、12月14日には証券取引等監視委員会がアジア各国の証券市場監督当局等を対象に開催した「アジア証券法務執行セミナー」において、東証の売買審査業務の紹介を行いました。

● 米国SEC研修への参加（11月15日～11月19日）

米国SECは、例年、米国内外の証券市場監督当局や証券取引所のコンプライアンス部門を対象に法規執行に係る研修を開催しており、今回も、東証から売買審査部員が参加しました。研修においては、SECの市場監視・調査手法や法規執行の実務等の紹介が行われました。

➤ 処分の状況

当取引所は、取引参加者が法令諸規則に違反したと認める場合には、当取引所の諮問委員会である「規律委員会」に諮問のうえ、過怠金、戒告、有価証券の売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消しなどの処分を行います。

平成16年度第3四半期（平成16年10月～12月）における処分の状況は、以下のとおりです。

日付	取引参加者名	違反事由等	処分内容	(参考)措置内容
11月12日	十字屋証券	作為的相場形成	過怠金 2,000 万円	株式に係る自己売買業務の停止（22日間）
12月17日	中央証券	取引一任勘定取引の契約の締結	過怠金 200 万円	本店営業部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止（2日間）
		重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示	戒告	

以 上